国会事項

衆議院

議案提出
五月三十一日委員長から提出した議案は次のとおりである。
子どもの貧困対策の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）

議案送付
五月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
食品表示法案
小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

議案撤回
五月三十一日議員からの申出により次の議案は委員会において撤回を許可した。
子どもの貧困対策の推進に関する法律案（中根康浩外八名提出）

質問書提出
五月三十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問主意書（佐々木憲昭提出）
民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に売却するビジネスモデルに関する質問主意書（柚木道義提出）
抗インフルエンザ薬の備蓄に関する質問主意書（柏倉祐司提出）

答弁書受領
五月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員柚木道義提出地方自治体による病院等医療施設前の薬局用地売却に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美提出安倍首相の慰安婦問題に関する「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」という発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭提出社会保障制度改革推進法に関する質問に対する答弁書

報告書受領
五月三十一日内閣から次の報告書を受領した。
食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十四年度食育推進施策」に関する報告
又同日内閣を経由して環境大臣石原伸晃から、次の報告書を受領した。
循環型社会形成推進基本法第十五条第七項において準用する同条第六項の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画の変更の報告

辞令
（決算行政監視調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　武友　秀年
願により本職を免ずる（五月三十一日）

参議院

議案受領
五月三十一日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
食品表示法案（閣法第四四号）
また、同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五八号）
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（閣法第六九号）
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法第四八号）
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

議案付託
五月三十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第二九号）
法務委員会に付託

議案撤回通知書受領
五月三十一日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
子どもの貧困対策法案（中根康浩外八名提出）
子どもの貧困対策の推進に関する法律案（薗浦健太郎外一名提出）

質問主意書提出
五月三十一日議員から次の質問主意書が提出された。
原子力損害賠償支援機構の役員に関する質問主意書（谷岡郁子提出）（第一一〇号）
コンテンツの表現の規制に関する質問主意書（樽井良和提出）（第一一一号）

答弁書受領
五月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員又市征治提出十一か国とのＴＰＰ事前交渉に関する質問に対する答弁書（第一〇四号）
参議院議員蓮舫提出医薬品のインターネット販売に関する質問に対する答弁書（第一〇五号）
参議院議員有田芳生提出政府・拉致問題対策本部ホームページに関する質問に対する答弁書（第一〇六号）

報告書受領
五月三十一日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十四年度食育推進施策」に関する報告を受領した。
また、同日内閣を経由して環境大臣から、循環型社会形成推進基本法第十五条第七項において準用する同条第六項の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画の変更に係る報告を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣秘書官　鈴木　正吉
願に依り本官を免ずる（五月二十七日）

○農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理解職
同　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上五月二十九日）
○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）
文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理
同　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　小田部陽一
（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　妹尾　吉洋
国際労働機関第百二回総会日本政府代表を命ずる
期間は平成二十五年七月四日までとする（各通）
（大臣官房地球規模課題審議官）外務事務官　香川　剛廣
（大臣官房参事官兼国際協力局）同　相星　孝一
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　大使）同　岡田　隆
（同　参事官）同　秋山　伸一
国際労働機関第百二回総会日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十五年七月四日までとする（各通）
（人材局研修調整課長）人事院事務官　和田　縁
（政策統括官付労政担当参事官）厚生労働事務官　荒木　祥一